

公益信託に関する法律施行令案等の概要 参考資料

※本資料は、

- ・「公益信託に関する法律施行令案」
- ・「公益信託に関する法律施行規則案」
- ・「公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令案」について、それぞれの内容を参考として図示等しているものです。

内閣府公益法人行政担当室

目次

Agenda

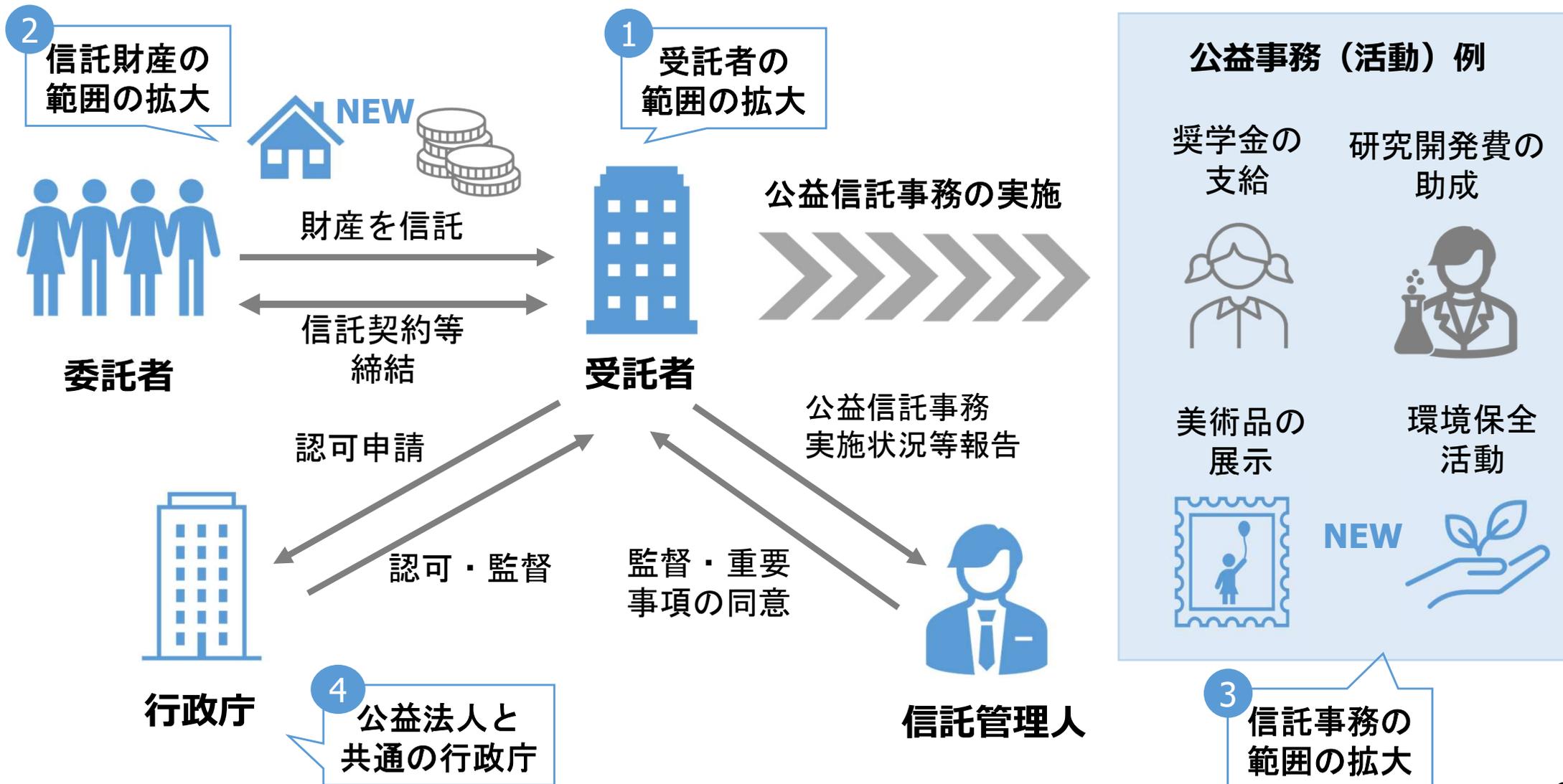
01 公益信託制度改革の全体像・政令案の概要等・P3

02 公益信託に関する法律施行規則案の概要・ ・ P7

03 合同命令案の概要・ ・ ・ ・ ・ P24

公益信託制度改革の全体像

- 公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度です。
- 今般の改正により、受託者・信託財産・信託事務の範囲の拡大、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制度の創設等が行われました。



公益信託に関する法律と下位法令の関係

法律

政令

府省令

委任

委任

公益信託に関する法律

公益信託に関する法律
施行令

- 法第8条に掲げる認可基準の具体的事項等（特別の利益を与えてはいけない者等）について規定するもの。

公益信託に関する法律
施行規則（内閣府令）

- 公益信託認可の申請・変更認可の申請・変更認可の手続、財務規律、備置書類等の詳細について規定するもの。

合同命令
（内閣府令・法務省令）

委任

- 法第33条第3項の読替えにより「内閣府令・法務省令」に委任された事項について規定。
- 分別管理の方法、併合等の手続、公益信託の計算の詳細について規定するもの。

特別法

- 法第33条第1項において、適用除外とされる規定や受益者に関する規定等を除き、原則信託法の規律が適用される。

委任

信託法施行令

信託法施行規則

委任

信託法

信託計算規則

※本資料上、以下法令等については、略称を使用している

○公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）：法

○公益信託に関する法律施行規則（案）：府令

○公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令（案）：合同命令

公益信託に関する法律施行令全体像・特別の利益を与えてはいけない者の範囲

目次

見出し	内容
第一条 特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者	(下記に記載)
第二条 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者	株式会社等に対して寄附等の活動を行う個人又は団体等
第三条 公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業	投機的な取引を行う事業等
第四条 他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有	他の団体の議決権の過半数を有していない場合
第五条 信託行為において残余財産を帰属させることができる法人	特殊法人(株式会社ではないもの)等

特別の利益を与えてはいけない者の範囲(第1条)

- 「特別の利益」供与は、本規定の関係者であるか否かに関わらず原則的に認められない。本規定の関係者は、「特別の利益」の供与につき特に透明性の確保が求められ、取引関係の開示が求められる。

	関係者	政令案
1	委託者・受託者・信託管理人	当該公益信託の委託者、受託者又は信託管理人
2	委託者・受託者(法人その他の団体)	業務を執行する役員(理事、取締役等)
3	1・2が個人の場合(親族等要件) ※②は①の場合も含む	① 配偶者又は三親等内の親族 ② 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ 金銭その他の財産によって生計を維持する者
4	委託者、受託者(法人その他の団体)	① その法人が事業活動を支配する法人 ② その法人の事業活動を支配する者(個人を含む)

目次

Agenda

01 公益信託制度改革の全体像・政令案の概要等・P3

02 公益信託に関する法律施行規則案の概要・ ・ P7

03 合同命令案の概要・ ・ ・ ・ ・ P24

公益信託に関する法律施行規則全体像

章	節	款	規定内容（概要）	該当頁
第一章	信託行為において定める事項		信託行為に定めるべき具体的事項	P8
第二章 公益信託の 認可等	第一節	公益信託認可の申請等の 手続	公益信託認可の申請書、添付書類等	P10
	第二節	公益信託認可の基準	特定資産公益信託、受託者・信託管理人等の要件等	P12
	第三節	公益信託認可の変更等の 手続	変更認可、届出の申請書、添付書類等	P13
第三章 公益信託事務の 処理等	第一節 計算	第一款 総則	会計の原則	—
		第二款 中期的収支 均衡	中期的収支均衡の算定方法	P15
		第三款 公益事務割 合	公益事務割合の比率、調整項目等	P17
		第四款 用途不特定 財産額の保有の制限	公益信託事務継続予備財産の要件、用途不特定財産額の算定 方法等	P18
	第二節	寄附の募集等に関する 禁止行為	寄附の募集等における具体的禁止行為	—
	第三節	財産目録等	備置き書類の内容、行政庁への提出等	P20
第四章	公益信託の併合等		公益信託の併合等の申請手続き、終了、清算時の届出等	P20
第五章	報告及び検査		報告徴収、立入検査の身分証明書等	—
第六章	移行認可		移行認可の申請書、添付書類等	P10
第七章	公示及び公表		公示及び公表の方法	—

信託行為に定めるべき事項（府令第1条）

- 信託行為は、公益事務の内容や公益信託の運営に関する委託者・受託者が合意した公益信託の基本的事項を定めるもの。行政庁において公表され、寄附者や助成等を受ける者等にとっても、重要な書類となる。
- 受託者等が公益信託を適正に運営するとともに、行政庁が適正に認可・監督を行うことができるよう、信託行為において具体的に規律すべき事項について定めている。＊このほか、法令に基づき定めなければならない事項もある。

	公益事務に関する事項等	公益信託事務に関する事項等	当事者や職務に関する事項等
必要的記載事項	公益信託の名称(法第4条第2項第1号)	信託財産の受入、運用、支出(第5号)	信託管理人となるべき者 (法第4条第2項第2号)
	公益信託の目的※(第2号)	公益信託事務の処理の方法(第7号)	帰属権利者となるべき者 (法第4条第2項第3号)
	公益事務を行う区域(第3号)	信託事務年度(第9号)	委託者・受託者の氏名・住所(第1号)
	公益事務の内容(第4号)		受託者・信託管理人の職務(第6/8号)
相対的記載事項		委託先に関する事項(第12号)	存続期間(第10号)
		合議制の機関に関する事項(第13号)	受託者が複数の場合(第11号)
		利益相反取引等の内容(第14号)	公益信託報酬(第15号)

※法第4条第2項本文においては、「公益事務」を行うことを目的とする旨、信託行為に定める事項として規定されているが、内閣府令においては、「公益信託の目的」として詳細な目的を定めることを意図している。

信託行為と公益信託認可の関係

- 信託行為は、法令上記載が求められる必要的記載事項、相対的記載事項のほか、当事者間での合意事項が任意的記載事項と整理される。
- 信託行為の定めは、公益信託の運営の根本に関わる事項であり、「公益信託に係る信託行為の内容に関する事項」(法第7条第2項第5号)として、認可の対象となる。
- その上で、公益信託の変更においては、必要的記載事項・相対的記載事項については、軽微な変更(府令第11条)を除き、原則認可が必要とし、任意的記載事項については軽微な変更(府令第11条=届出事項)と整理。

信託行為の定め(第1条)

信託行為 (信託契約書等)

① 必要的記載事項

記載がなければ不認可となるもの

② 相対的記載事項

当該行為等を行う場合、記載がなければ不認可となるもの

③ 任意的記載事項

①必要的記載事項、②相対的記載事項以外の、契約書記載事項

信託契約書別紙

信託契約書の細則 (実施規程等)

公益信託認可申請 (第2条)

公益信託認可申請書

その他公益信託に係る
信託行為の内容に
関する事項
(法第7条第2項第5号)

別紙信託契約書のとおりと記載

信託契約書そのものが
認可の対象となる

信託契約書別紙

添付書類として提出

変更認可申請等 (第11条～第15条)

変更認可・届出

① 必要的記載事項

原則変更認可 (軽微:届出)

② 相対的記載事項

原則変更認可 (軽微:届出)

③ 任意的記載事項

変更届出

信託契約書別紙

信託行為の定め等に基づき変更

公益信託認可（含む移行認可）の申請（府令第2条・第55条）

- 公益信託認可(移行認可)は、認可基準への適合性等の確認のため、申請書のほか、添付資料の提出が求められる。

公益信託認可申請書(※)（様式第1号）

公益信託の名称

受託者の氏名又は名称

受託者の代表者の氏名

公益信託に関する法律第7条第1項に規定する公益信託認可を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 受託者の住所又は主たる事務所の所在地
- 2 信託管理人の氏名又は名称
- 3 信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
- 4 公益事務を行う都道府県の区域
- 5 公益事務の種類及び内容
- 6 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項



no	添付書類	根拠条文
1	信託行為の内容を証する書面	法第7条第3項第1号
2	事業計画書及び収支予算書	法第7条第3項第2号
3	許認可を証する書類	法第7条第3項第3号
4	公益信託報酬の支払基準	法第7条第3項第5号
5	予定財産目録	第2条第2項第1号
6	予算の基礎を明らかにする書類	第2条第2項第2号
7	受託者固有の計算書類等	第2条第2項第3号
8	その他経理的基礎を明らかにする書類	第2条第2項第4号
9	受託者、信託管理人の略歴等	第2条第3項第1号
10	信託管理人の就任承諾書	第2条第3項第2号
11	その他公益信託認可の基準の適合状況を説明した書類	第2条第3項第3号
12	確認書（欠格事由）	第2条第3項第4号～第6号
13	納税証明書	第2条第3項第7号
14	委託者の承諾書面	第2条第3項第8号
15	信託の変更を証する書面	第55条第2項第1号
16	前年度の計算書類	第55条第2項第2号
17	行政庁が必要と認める書類	第2条第3項第9号 第55条第2項第3号

(※)申請書の他、補足説明資料として別紙(次頁)を設け、これらの変更には原則変更認可が必要となる。(※)網掛けは移行認可時のみ必要な添付書類 10

公益信託認可（含む移行認可）の申請書と添付書類（府令第2条・第55条）

	添付書類	提出が求められる理由等	公表
申請書類	1 公益信託認可申請書	-	
	2 別紙1 公益信託の基本情報	基本情報について、HPを通じて国民向けに情報提供を行う。	●
	3 別紙2-1 公益事務の種類及び内容	公益事務該当性の確認（法8条1号・2号等）。	●
	4 別紙2-2 受託者及び信託管理人	受託者・信託管理人の能力について確認	●
添付書類	1 信託行為の内容を証する書面	委託者受託者間の基本合意事項	●
	2 事業計画書及び収支予算書	事業の計画や予算の状況の詳細について確認	●
	3 許認可を証する書類	許認可（法9条1号イ）の非該当性確認	
	4 公益信託報酬の支払基準	公益信託報酬規制（法8条11号）への適合性確認	●
	5 予定財産目録		(●)
	6 予算の基礎を明らかにする書類	受託者の経理的基礎（法8号2号）、公益信託の存続可能性（法8条4号）への適合性の確認	
	7 受託者固有の計算書類等		
	8 経理的基礎をを明らかにする書類		
	9 受託者・信託管理人の略歴等	受託者の技術的能力（法8条2号）、信託管理人の能力要件（法8条3号）の適合性確認	
	10 信託管理人の就任承諾書		
	11 その他公益信託認可の基準の適合状況を説明した書類	財務規律（法8条8号～10号）、他の団体への関与の規制（法8条12号）等への適合性確認	
	12 確認書（欠格事由）	欠格事由（法9条1号を除く）の非該当性の確認	
	13 納税証明書	滞納処分の非該当性（法9条1号ロ）の確認	
	14 委託者の承諾書面	委託者の意思確認	
	15 信託の変更を証する書面	法又は信託行為の定めに基づき信託の変更を行うかの確認	
	16 前年度の公益信託の計算書類	前年度の活動実績の確認	
	17 行政庁が必要と認める書類	公益信託認可の審査において、行政庁が追加的に要請	

(※) 網掛けは移行認可時のみ必要な添付書類

受託者・信託管理人の能力要件（府令第4条・第5条）

- 受託者及び信託管理人の能力は、公益信託の適正な運営のために重要な要素であり、判断についての透明性を高め、行政庁間で公益信託認可の基準の不均衡が起らないようにするために、一定の具体的な指針を明示。

受託者の能力要件（第4条）

経理的基礎



技術的能力



1 財産基盤の確保(第1項第1号)

公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために**信託財産及び固有財産の基盤も確保する必要がある**。

2 財産管理・経理処理の適正性(第1項第2号)

信託財産の**分別管理**(口座管理等)や**経理処理**(日々の入出金等)が適正に行われることが必要。

3 情報開示の適正性(第1項第3号)

財務書類等の作成、閲覧等に関する受託者の執行体制が定められ、適正な情報開示を行うことが必要。

1 適正な運営の仕組み(第2項第1号)

公益信託事務の内容に照らして、組織体制や従事する者、第三者への委託等に関して**適正な運営の仕組みの整備**が必要。

2 知識及び経験(第2項第2号)

公益信託事務を処理するために**十分な知識及び経験を有する者の関与**が必要。

3 任務の存続可能性(第2項第3号)

存続期間を通じて**安定的かつ継続的に受託者としての任務を行う仕組み**が必要。(新受託者の選任プロセス等)

信託管理人の能力要件（第5条）

監督能力



1 監督に必要な知識・経験(第1号)

公益信託事務の内容・受託者の能力に照らして、**必要な監督をするのに必要な知識及び経験等が必要**。(受託者の能力とセットで判断。)

2 任務の存続可能性(第2号)

存続期間を通じて**安定的かつ継続的に適正な監督を行う仕組み**が必要。(新信託管理人の選任プロセス等)

公益信託認可の変更認可・届出（府令第11・12条、14・15条）

公益信託認可の申請

公益信託認可の申請書記載事項 (認可の対象/法第7条第2項各号)

- 1 公益信託の名称(1号)
- 2 受託者・信託管理人の氏名・住所(2号)
- 3 公益事務を行う都道府県の区域(3号)
- 4 公益事務の種類及び内容(4号)
- 5 その他公益信託に係る信託行為の内容(5号)

信託行為の記載事項と変更認可の考え方については、P9参照

(※)添付書類は規定内容の他、法第7条第3項各号に掲げる書類のうち、信託の変更又は新受託者等の選任に係るものの添付が必要

変更認可が不要な場合

軽微な変更（府令第11条）

公益信託の名称の変更(1号)

受託者・信託管理人の氏名・住所の変更(合併を除く)(2号)

行政庁が内閣総理大臣かつ変更後も二以上の都道府県の区域(3号)

行政庁が都道府県知事かつ同一都道府県内の市町村の変更(4号)

信託行為において定めた事項の変更(任意的記載事項のみ)(5号)

①～⑤の変更であり、変更後も認可基準への適合が明らかなもの(6号)

変更認可不要その他 (法第12条第1項ただし書)

裁判所による信託の変更命令

認可の取消し又は裁判所による信託の終了命令に伴う新受託者の選任

裁判所による新受託者・新信託管理人の選任

変更認可・届出手続き

【原則】変更認可 (法第12条・府令第12条)

申請書	添付書類(※)	
信託の変更申請書	信託の変更又は選任に係る合意を証する書面	就任承諾書
新受託者等の選任の申請書		

変更認可後

変更後の信託行為の内容を証する書面の提出

【例外】変更届出等 (法第14・15条・府令第14・15条)

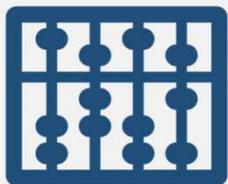
届出書	添付書類(※)	
信託の変更に係る届出書	裁判所による変更命令を証する書面	信託の変更に係る合意を証する書面
	裁判所による選任を証する書面	
新受託者等の選任の届出書	裁判所による選任を証する書面	
受託者の辞任等の届出書		

財務規律（まとめ）

- 公益信託の信託財産は、公益目的に活用されるべきものであり、それが死蔵することなく、適正に活用されることを担保する観点から、財務規律が設けられている。その詳細については、府令に規定を設けている（P15～P18）。
- 信託財産が滞留することが想定されない特定資産公益信託については、財務規律の適用を受けない類型として、規定している（要件の詳細はP19）。

1

中期的収支均衡

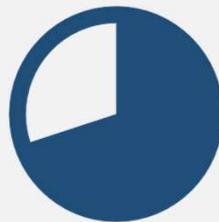


信託財産のフローに着目した規制

中期的期間（5年間）においてその均衡が図られるようにすることが求められる。

2

公益事務割合



管理費の上限割合を定める規制

信託報酬等の管理費が過大とならないことが求められる。

3

使途不特定財産



信託財産のストックに着目した規制

公益信託事務のために現に使用されておらずかつ引き続き使用されることが見込まれない信託財産を持ちすぎないことが求められる。

中期的収支均衡(府令第17条～第22条)

- 収支均衡の判定に当たっては、損益計算書に計上すべき、経常収益（指定純資産に係るものを除く。）等を収入とし、経常費用（指定純資産に係るものを除く。）等を費用として年度剰余額又は年度欠損額を算定する。
- 収支の均衡が図られるべき中期的期間については、5年間とする（府令第17条）。
- 過去4年の赤字を通算可。黒字は5年以内に解消されれば、収支の均衡が図られていると判定する。

【中期的収支均衡】

※イメージ



「経常収益・費用（指定純資産に係るものを除く。）」

公益信託の会計においては、委託者・寄附者からの用途指定のある信託や寄附及びその資金用途の指定に従った支出について、内容を明確に表示することが求められることから、指定純資産区分において経常収益・経常費用を計上する。

中期的収支均衡の判定は、公益信託の受託者の判断で活用できる収益を基本に行うという考え方のもと、損益計算書の一般純資産に係る経常収益、経常費用（純資産を区分しない場合（P26）は全ての経常収益、経常費用）をもとに行う。

年度剰余額又は年度欠損額の算定イメージ

当該信託事務年度の収入と費用を比較

収入 = 当該信託事務年度の経常収益の額
 + 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額
 （取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く）

費用 = 当該信託事務年度の経常費用の額(※)
 + 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額
 (※)費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

収入 ≥ 費用 の場合
 ⇒ 収入－費用
 = **年度剰余額**

収入 < 費用 の場合
 ⇒ 費用－収入
 = **年度欠損額**

公益充実資金(府令第23条)

- 「公益充実資金」は、公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。）であり、状況変化等に応じた公益事務のための柔軟な資金活用を可能とするもの。
- 公益充実資金の積立て、取崩しが財務規律に与える影響はそれぞれ以下のとおりとなる。

ー公益充実資金の主な要件ー

- ① (1)公益信託事務に係る将来の特定の事務の処理又は
(2)将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良に係る費用等の支出のために積み立てられるものであること。
- ② 公益充実資金の状況等について、公表していること。

			中期的収支均衡	公益事務割合	使途不特定財産の保有制限
公益充実資金	積立て	公益信託事務の処理に係る将来の特定の事務の処理のためのもの	費用額に加算	事業費に算入	上限額の算定上費用額に算入
		将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良のためのもの	費用額に加算		
	取崩し	公益信託事務の処理に係る将来の特定の事務の処理のためのもの	収入額に加算	事業費から控除	上限額の算定上費用額から控除
		将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良のためのもの			
	残高				控除対象財産となる

公益事務割合（府令第24～32条）

- 公益事務割合は損益計算書に計上されるべき、事業費／（事業費＋管理費）により算定される。（府令第24条）
 - ※ 事業費（公益実施費用額）…公益事務の実施に係る事業費の額（同条第1号）
 - 管理費（管理運営費用額）…公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額（同条第2号）
- 公益事務割合の下限は、収益事業等の費用が想定される公益法人の公益目的事業比率の下限（50%）より高くするとともに、現行の公益法人や公益信託の実情等を勘案して、**70%**とする（府令第25条）。

【公益信託】公益事務割合＝

$$\frac{\text{公益実施費用額①}}{\text{公益実施費用額①} + \text{管理運営費用額②}}$$

損益計算書

経常収益	
経常費用	
事業費	①
支払助成金	
運営委員会開催費	
広告宣伝費	
委託費	
.	
管理費	②
公益信託報酬	
.	
経常収益費用差額	

公益充実資金に係る調整（府令第31条）

公益事務割合の算定にあたっては、公益充実資金（P16）の積立額（資産取得のための積立てたと算定される額を除く。）を事業費に算入し、公益充実資金の取崩額（資産の取得のための取崩しを除く。）を事業費から控除する。

基準割合（府令第25条）

公益信託による公益事務の実施には、行政庁への書類提出等その管理のために一定の費用が必要となり、主に公益信託報酬として計上されることとなる。公益事務割合の適正な水準を定める基準割合については、既存の公益信託における公益事務割合の試算（信託報酬のみを管理費として算出）では、信託事務の範囲が限定的であることから助成等の応募が十分に集まっていないものなどを含め、70%未満が全体の約1割となっている。

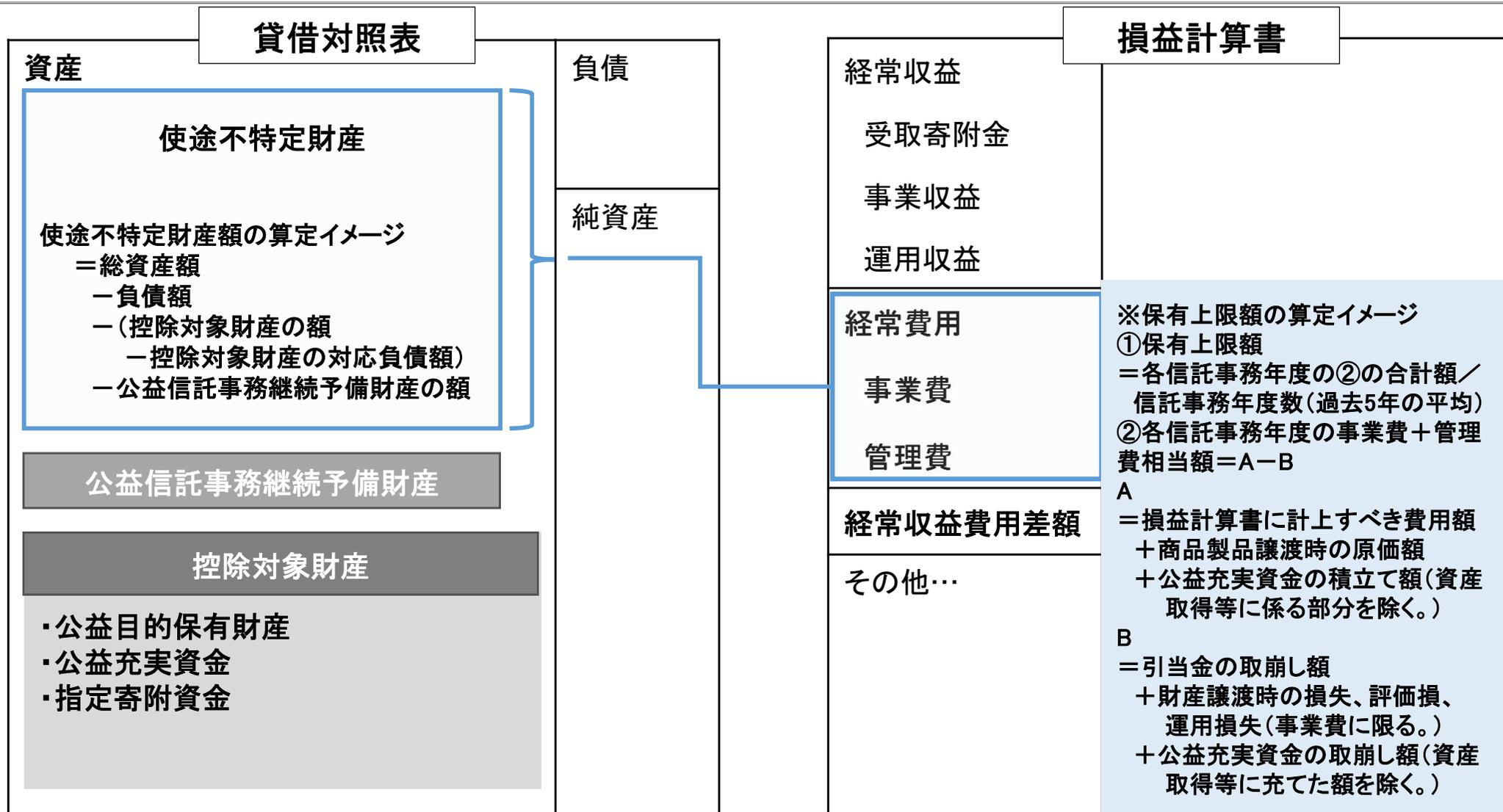
既存公益信託の公益事務割合

■ 50%未満 ■ 50%～60% ■ 60%～70% ■ 70%～80% ■ 80%以上



使途不特定財産（府令第33～37条）

- 使途不特定財産規制は、公益目的に処分されるべき公益信託の信託財産が、死蔵されることなく、公益目的に活用されることを担保する観点から、資産のストックに着目し、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産を使途不特定財産としてその保有を制限する規制。
- 信託財産のうち、控除対象財産（①公益目的保有財産、②公益充実資金、③指定寄附資金）として管理される財産は使途不特定財産とならない。
- 使途不特定財産の保有上限額(※)は、損益計算書上の事業費＋管理費を基に算定する。



特定資産公益信託の要件（府令第3条）

- 特定資産公益信託は、信託財産及び公益信託事務の内容に鑑み、収入及び支出についての予見可能性が高く、財務規律を適用しなくても、財産が確実に公益目的のための活用されることが確保されていると考えられる公益信託であり、既存の公益信託の円滑な新制度への移行や受託者の負担軽減を目的に設けられている。

特定資産公益信託の要件（信託行為に定めるべき事項）

信託財産の 受入れ



寄附によって受け入れた資産が金銭（第1項第1号）

寄附には、委託者からの信託財産の受入れだけでなく、第三者からの寄附も含まれる。公益信託の設定時だけでなく、信託期間中の寄附の受入れも含まれる。

信託財産の 運用



安定した収益の確保を目的に運用するもの（第1項第2号）

金銭、預金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、合同運用信託。原則、改正前の税法（※1）における特定公益信託の要件に準ずるもの。

信託財産の 支出方法



助成金の支給、これに類する公益事務のための金銭の支給（第2項第1号）

奨学金の支給、研究開発費の助成等が該当するもの。
金銭の支給に付随する事務は可能。具体的にはガイドライン等で示す予定。

信託財産から生じる利子や運用収入を超える額を毎年支出（第2項第2号） （※2）

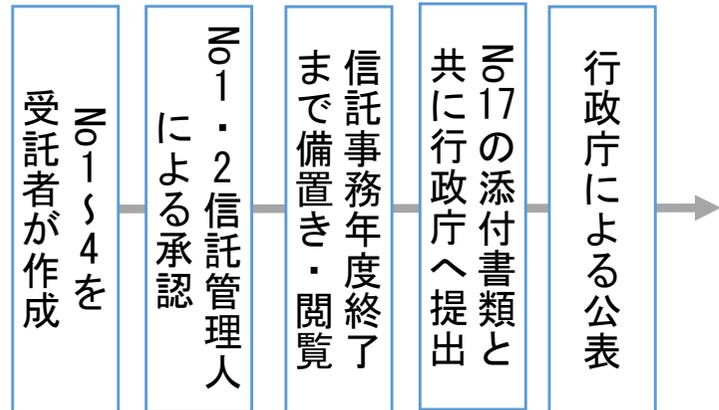
（※1）法人税法第37条第6項、同法施行令第77条の4第1項等。

（※2）死蔵を防ぐ観点から設けられたもの。このほか、追加信託等があった場合に事業計画にその旨織り込む方法や信託管理人による監督指針を定める方法をガイドライン等において定めることを予定している。

財産目録等の作成、備置き、提出（府令第39・40・48・49条）

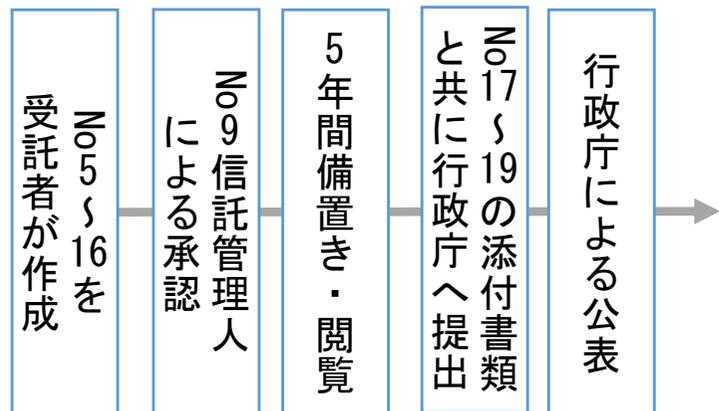
財産目録等の作成、備置き、提出（※1）

前信託事務年度終了日まで(3/31)



信託事務年度開始日(4/1)

信託事務年度経過後3ヶ月以内(6/30)



信託事務年度終了日(3/31)

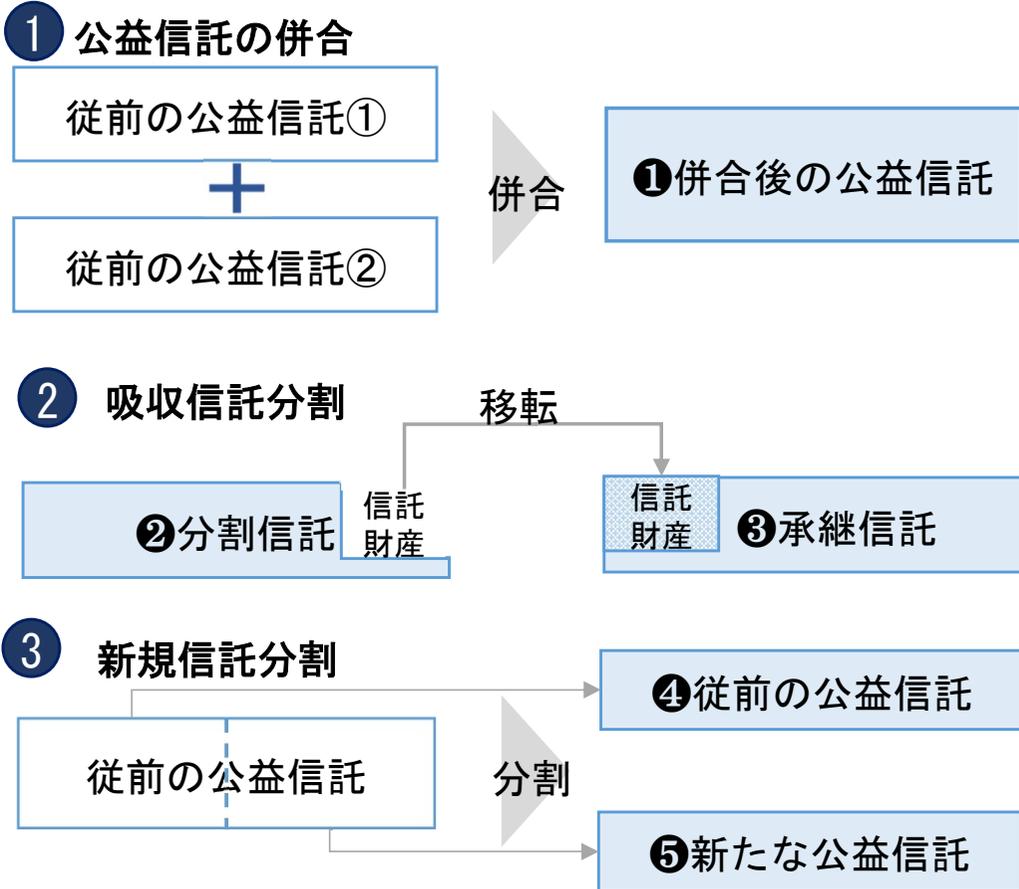
(※1) 信託事務年度が4月1日から3月31日までを想定

(※2) No1～16の書類は法第20条第4項の「財産目録等」に該当し、作成、備置き、行政庁による公表対象（No17～19は添付書類につき、対象外。）

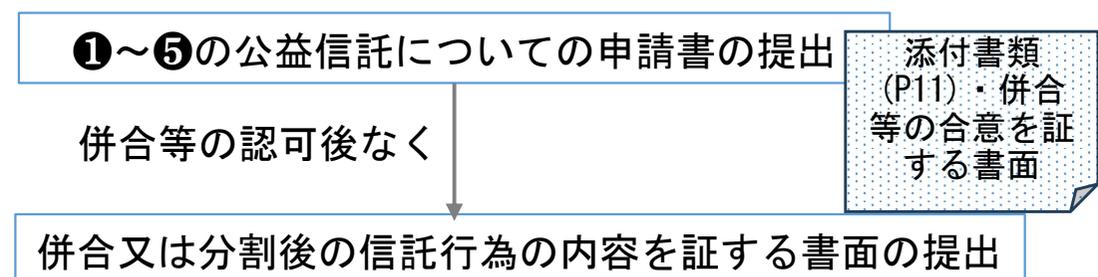
No	作成書類（※2）	根拠条文	特定資産 公益信託	
1	信開 事業計画書	第39条第1項第1号	●	
2	託始 収支予算書	第39条第1項第2号	●	
3	事前 資金調達及び設備投資の見込み	第39条第1項第3号		
4	年度 公益事務の種類及び内容等	第39条第1項第4号		
5	信託事務年度経過後3ヶ月以内	財産目録（貸借対照表）	法第20条第2項第1号	●
6		受託者等名簿	法第20条第2項第2号	●
7		公益信託報酬の支払基準	法第20条第2項第3号	●
8		信託財産に係る帳簿	法第20条第4項	●
9		計算書類（貸借対照表、損益計算書等）	法第20条第4項	●
10		受託者に関する重要な事項	第40条第1項第1号	●
11		公益信託事務の処理に関する重要な事項	第40条第1項第2号	●
12		中期的収支均衡の書類	第40条第1項第3号	
13		公益事務割合の書類	第40条第1項第4号	
14		使途不特定財産の書類	第40条第1項第5号	
15	公益信託事務継続予備財産の書類	第40条第1項第6号		
16	指定寄附資金の書類	第40条第1項第7号		
17	添付 信託管理人の承認を証する書面	第48条第1項、 第49条第1項第3号	●	
18	書類 受託者固有の計算書類	第49条第1項第1号	●	
19	納税証明書	第49条第1項第2号	●	

公益信託の併合、終了、清算等の手続き（府令第50条～第52条）

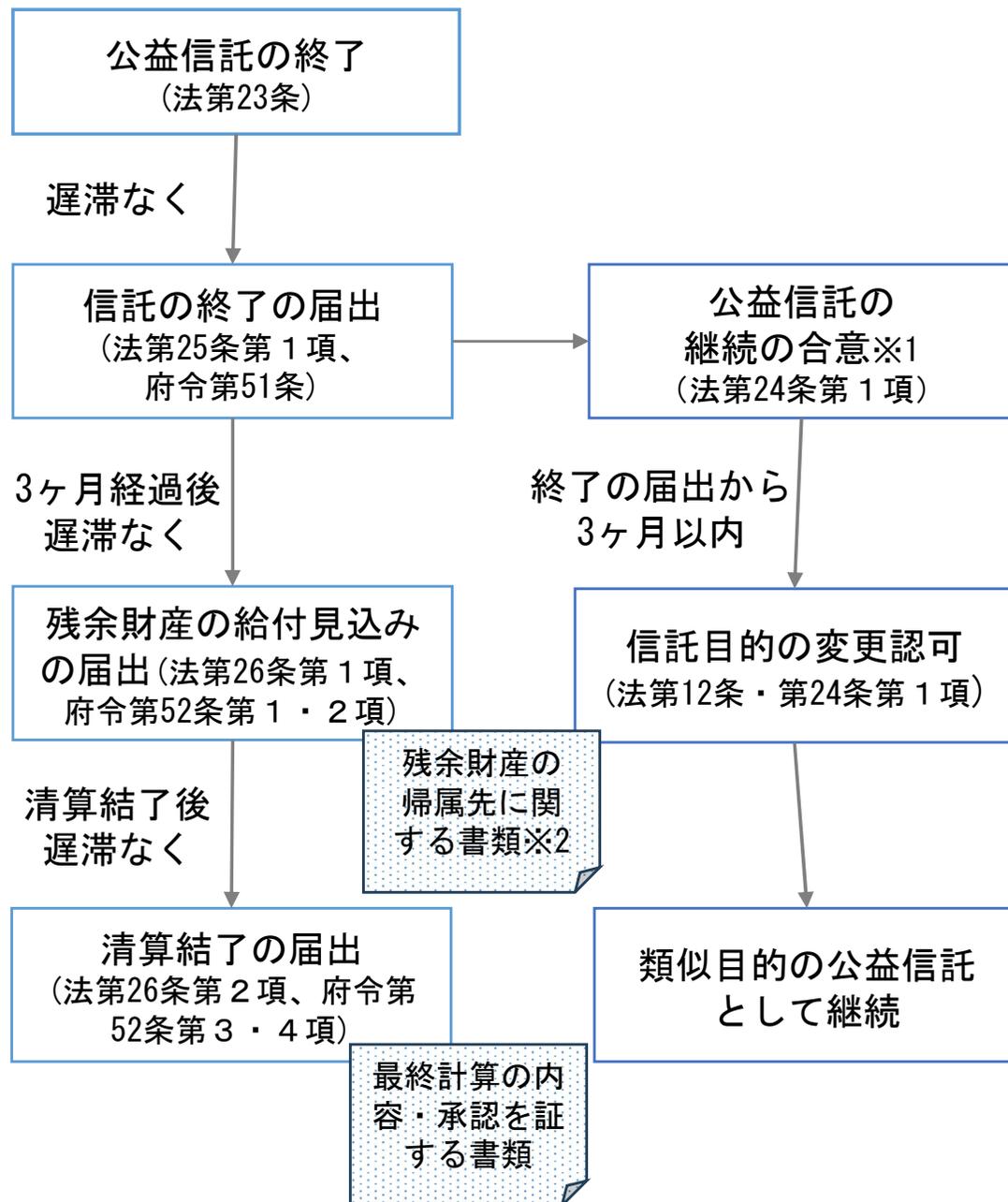
信託の併合・分割の認可（府令第50条）



公益信託の併合等の変更認可



信託の終了、清算、継続の届出等（府令第51・52条）



※1 委託者、受託者、信託管理人の合意 ※2 残余財産の給付を受ける法人が法第8条第13号イからトまでの法人である場合は、その旨を証する書類

受託者の負担軽減のための取り組み

- 公益信託制度の活用を促進するため、行政庁への書類提出等において、一定の負担軽減策を規定している。

	内容	根拠条文(府令)
1 納税証明書の提出を省略できる者	有価証券報告書の提出会社等、他の法令により滞納処分が欠格事由として定められている法人（公益法人、認定NPO法人等）は、 納税証明書の提出は不要とし、確認書のみ提出とする。	第2条第3項ただし書 第49条第2項 第55条第3項
2 HPアドレス記載による書類提出	上場会社等HP等で受託者固有に関する開示事項（受託者に関する事項、計算書類）が開示している場合は、当該 HPアドレスを記載することで提出に代えることができる。	第2条第4項、 第49条第3項 第55条第3項
3 複数の公益信託を受託する場合	受託者固有の情報（受託者に関する事項、計算書類、欠格事由の確認書）については、公益信託毎に提出をするのではなく、 受託者毎に提出できる仕組みとする。	第2条第5項 第40条第4項
4 備置き書類の作成	備置き書類のうち、公益事務の種類及び内容等の書類、受託者等名簿や公益信託報酬の支払基準については、 変更がなければ作成したものと取り扱う。	第39条第2項、 第40条第4項
5 財産目録等の提出	上記備置き書類（財産目録等）の行政庁への提出について、直近の提出から変更がない場合は、その旨を示す（チェック）のみで 重ねての提出は求めない こととする。	第48条第2項 第49条第2項

目次

Agenda

01 公益信託制度改革の全体像・政令案の概要等・P3

02 公益信託に関する法律施行規則案の概要・ ・ P8

03 合同命案の概要・ ・ ・ ・ ・ P24

合同命令全体像

章	節	款	目	規定内容（概要）	
第一章	総則			合同命令を定める目的、定義、信託法の適用関係	
第二章	受託者等			分別管理の方法、受託者の破産手続開始決定に伴い受託者の任務が終了した場合の破産管財人に通知すべき事項	
第三章 公益信託 の併合及 び分割	第一節 公益信託の併合			公益信託の併合等にあたり、関係者に明らかにすべき事項 債権者の異議に関する公告事項	
	第二節 公益信託の 分割	第一款	吸収信託分割		
		第二款	新規信託分割		
第四章	限定責任公益信託の特例			限定責任信託の信託行為に定めるべき事項	
第五章	電磁的記録等			電磁的記録の作成、提供、表示の方法等	
第六章 公益信託 に係る計 算	第一節 会計慣行のしん酌			会計慣行のしん酌の原則	
	第二節 公益信託に関する信託帳簿及び財産状況開示資料の作成			公益信託に関する信託帳簿等の作成、特定資産公益信託の信託帳簿、計算書類の作成	
	第三節 限定責任公 益信託の計 算	第一款 会計帳簿	第一目	総則	会計帳簿の作成
			第二目	資産及び負債	資産、負債、のれんの評価
		第二款 計算関係書 類等	第一目	総則	計算関係書類の内容、表示の原則、注記等
			第二目	計算書類等	貸借対照表、損益計算書の区分等
			第三目	信託概況報告	信託概況報告の内容等
第三款	清算中の公益信託の特例		公益信託の清算受託者が作成すべき財産目録、貸借対照表、事務報告		

施行規則と合同命令の関係

- 備置き、行政庁への提出が求められる書類である「財産目録等」（法第20条第4項）のうち、財産目録、信託法第37条第1項に規定する書類（信託帳簿）、同条第2項に規定する書類（計算書類及び信託概況報告）については、公益信託法施行規則（内閣府令）ではなく、合同命令において信託計算規則に準じた形で、作成方法等を規定。

公益信託法・施行規則

受託者が作成する財産目録等（法第20条第4項）

財産目録

⋮

信託法第37条第1項に規定する書類

信託法第37条第2項に規定する書類

信託管理人による承認

事業計画書、収支予算書、貸借対照表、損益計算書、信託概況報告及びこれらの附属明細書は、信託管理人の承認を受けなければならない。（府令第44条）

合同命令

公益信託（特定資産公益信託を除く。）の計算について、**信託計算規則における限定責任信託の計算と基本的に同様の規定を適用**

信託帳簿

資産・負債の評価等を規定
（第21条～第23条）

計算書類及び信託概況報告

以下の書類について、1年に1回、作成しなければならない。（第31条）

貸借対照表(※2)

損益計算書(※3)

信託概況報告
（事業報告に相当）

+

附属明細書

(※2) 特定資産公益信託は法第20条第4項の財産目録の作成のみでも可

(※3) 特定資産公益信託は「収支決算書」も可

公益信託における計算書類の考え方

- 減価償却資産が信託財産に含まれることが見込まれない公益信託については、資源提供者等からの資金使途指定の有無を区別する必要がないことから、貸借対照表における純資産の区分を任意とし、損益計算書においても財源別の収益・費用の認識を任意とすることで計算書類の簡素化を図る。
- 特定資産公益信託については、現金ベースでの計算（収支決算書の作成）でも可とし、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を表す書類については、財産目録に一本化する。

	原則	信託財産に減価償却資産 を含まない公益信託	特定資産公益信託
財産目録 (法第20条第2項第1号)	財産目録		財産目録
信託法第37条第2項 の書類	貸借対照表 純資産を指定純資産及び 一般純資産に区分 (命令第30条第4項)	貸借対照表 純資産の区分は任意 (命令第30条第4項ただし書)	公益信託法第20条第2項 第1号の財産目録を信託法 第37条第2項の書類の一部 とする (命令第19条第3項)
	損益計算書 財源別の収益・費用を認識	損益計算書 財源別の認識は任意	収支決算書 (命令第19条第3項)
事業報告	信託概況報告		
信託法第37条第1項 の書類	会計帳簿 (命令第18条第1項)		信託帳簿 (命令第19条第2項)